

環大規第232号
環水規第309号
平成9年9月24日

都道府県・政令市

大気、水質保全関係部局長 殿

環境庁

大気保全局大気規制課長

水質保全局水質規制課長

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について

大気汚染防止法、水質汚濁防止法における各種届出の扱いについては、従前より通知、会議等を通じて届出者に過大な負担とならないようお願いしてきているところである。しかし、未だ趣旨が徹底されていないという指摘があり、平成9年3月に再改訂された規制緩和推進計画においては、実施制限期間の短縮措置等について記載されているところである。このような状況を踏まえ、貴職におかれては改めて下記の点に留意し、届出者に過大な負担とならないよう努められたい。

記

1. 大気汚染防止法のばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出の審査を行い、排出基準・敷地境界基準又は排水基準等に適合すると認められるときは、工事実施を制限する必要性は失われるものと解されるので、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨届出者に通知すること。したがって、届出者が短縮を希望している場合や緊急時等の一定の要件に合致する場合に限って工事実施制限期間の短縮措置を適用するという対応は適当ではなく、内規等に従いこのような対応を行っている場合には、当該内規を廃止し、期間短縮措置を積極的に講じられたい。
2. 大気汚染防止法のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法の特定施設の構造変更等の届出の際には変更部分の書類のみ提出すれば足りるものであること。
なお、この場合の「変更部分」とは、施設の構造等を変更した場合に付随して変化する部分（ばい煙発生施設の使用の方法や排水の水質等の項目）を含むものであること。

また、上記の趣旨について、事業者に対し周知徹底されたい。